公売における注意事項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第１０４条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第１０８条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第９２条、第１０８条第１項等法令の規定により買受人となることができない者、御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱第2条⑷に規定する暴力団及び第2条第3号に規定する暴力団員等は、公売財産を買い受けることができません。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の 負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。 また、後日、不動産取得税（県税）、毎年の固定資産税（市町税）が課税されます。

売却決定期日の延長	売却決定日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定日時及び買受代金納付期限が変更されることがあります。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は御所市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は御所市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。） 1　売却決定通知書 2　個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3　登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4　郵送料（490円切手）
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。

（ご注意）

・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確かめてください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱にいれてください。
・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。※代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印